



地域での孤立に気づき、つながり、見守る人材 「つながりワーカー」養成・実践活動助成

～それでもつながり続ける地域・社会をめざして～

社会福祉法人鹿児島県共同募金会

実施要項

1 趣 旨

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、社会的孤立や経済的困窮などの課題が深刻化しており、誰にも相談することができないまま地域の中で孤立することで、課題の更なる悪化につながってしまう可能性があります。

こうしたなかで、コロナ禍における地域での孤立を防ぎ、支えあうためには、住み慣れた地域でそうした課題がある人に気づき、つながり、見守る人たちの存在が必要とされています。

本助成は、コロナ禍における地域での孤立に気づき、つながり、見守る人材（つながりワーカー）を地域に増やしていくことを目的として、本会が提供するコンテンツ（動画・ワークブック）を使用し、地域のボランティア団体・NPO、地区社協や地縁組織等、地域に根ざした各種団体が実施する、「つながりワーカー」を養成する講座・研修の開催と、その実践として地域での孤立に気づき、つながり、見守る活動（地域でのサロン・見守り活動・相談支援等の活動）に対して助成を行うものです。

2 実施主体

社会福祉法人鹿児島県共同募金会

3 助成事業の内容

(1) 助成について

ア 助成額：1件あたり上限10万円。（助成総額は、150万円を予定しています。）
ただし、市町村社協が市町村域を対象に実施する場合は50万円を上限とする。

イ 助成内容

① 助成対象団体

- ・地域福祉活動を行うボランティア団体・NPO等 ※1
（法人格を持たない任意団体、一般社団法人、特定非営利活動法人）
- ・団体の年間予算規模（前年度総収入額）が、原則として、概ね300万円未満であること※2
- ・令和4年3月以前に設立された団体であること

- ・団体名義の振込口座を持っていること
- ・原則として、団体自らが独自の事務局を持っていること
- ・オンラインによる申請および助成決定後の連絡がメールのみで可能なこと
- ・特定の宗教や政治的思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力 ※34
および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※1 今回の助成では社会福祉法人は対象となりません（ただし、市町村を対象とした研修を開催する場合における市町村社会福祉協議会はその限りではありません）。

また、自治会・町内会・マンション等集合住宅の管理組合等、会員同士の互助的な活動を主な目的とする団体も対象となりません。

※2 前年度の総収入が300万円以上（補助金、委託金、助成金含む）の団体は、原則として対象外となります。（ただし、市町村を対象とした研修を開催する場合における市町村社会福祉協議会はその限りではありません）。

② 対象事業

次のア、イの両方実施する活動（事業）で、かつ総事業費が10万円以上の活動（事業）

ア 地域で孤立する人に気づき、つながり、見守る人材（つながりワーカー）を養成する講座・研修の開催

イ 研修・講座の実践としてのサロン・見守り・相談支援等の活動・事業

③ 留意事項

研修・講座に使用する教材

・今回の助成により実施する「地域で孤立する人に気づき、つながり、見守る人材（つながりワーカー）を養成する研修・講座」の開催にあたっては、本会が提供する研修動画及びワークブック（テキスト）を使用させていただきます。

・動画・ワークブックは、助成が決定した団体に専用ページのURLとパスワードを通知します。

※ 研修動画及びワークブックに関するパンフレット（PDF形式）

助成金対象経費

- ・講座開催に要する経費（会場費、通信運搬費、消耗品費等）
- ・講座開催時の感染症対策のための経費（アクリル板、消毒用品等）
- ・オンラインでの講座開催のための備品購入（PC、通信のための機器等）
- ・実践活動としてのサロン・見守り・相談等の支援活動に要する経費（通信運搬費、会議費、器具備品費、消耗品費、賃借料、その他）

助成金対象外経費となるもの

- ・ スタッフやボランティアの person 費や謝金（交通費等の実費弁償は助成対象）
- ・ ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）
- ・ 団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・ 団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・ 補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費

④ **活動の対象期間** 令和5年2月～令和5年12月

4 **助成の決定**

- ・ 本会において応募内容を確認し、決定します。
- ・ 助成決定合わせて送付する「請求書」の提出を受け、後日、振り込みます。（概算払）
- ・ 事業完了後、1か月以内、又は、令和6年1月26日（金）のいずれか早い日までに別に定める「完了報告書」を提出してください。

なお、助成金に残額が生じる場合は、別途、返還していただきます。

5 **応募方法**

(1) 応募期間・応募方法

- ・ 別紙様式「助成申請書」を E-mail 又は Fax で提出するとともに、正本（1部）及び添付書類を本会へ郵送してください。
- ・ 受付締め切りは、令和4年12月23日（金）E-mail 又は Fax 受信分までとします。

(2) 提出書類

- ・ 助成申請書（Word 形式）
- ・ 添付書類
 - 助成金振込口座の通帳コピー（通帳の2頁目の口座番号と口座名義が記載されているページ）
 - 団体の規約、会則、定款
 - 直近の年度の事業報告書及び決算書

6 **助成決定後のお願い（活動内容の紹介）**

多くの人たちから寄せられた募金を原資としていますので、今回の助成金での取り組みを、団体のホームページや SNS などで発信してください。

7 **お問い合わせ先**

社会福祉法人鹿児島県共同募金会

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号（鹿児島県社会福祉センター内）

電話番号 099-257-3750 Fax 099-259-4068

Eメール akaihane@po.minc.ne.jp